

# 福岡国際空港株式会社 防災業務計画

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条に基づき、福岡国際空港株式会社が、災害に対処するため防災に関する体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について、迅速適切に処理して、空港の運用の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本方針

計画の基本方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 防災業務に必要な施設及び設備並びに防災活動体制を整備する。
- (2) 災害対策に必要な教育訓練を実施する。
- (3) 災害応急対策を整備し、災害復旧対策に必要な措置及び機動力を確保する。
- (4) この計画の実施に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、関連企業等（以下「関係機関等」という。）との間に協力体制を整備する。

## 第2章 災害対策

### 1 空港内施設に対する災害対策

災害の発生に対処するため、空港内施設の機能が、災害に耐える防災強度を確保するよう綿密な計画を立て、その実施の推進を図るものとする。

### 2 航空機に対する災害対策

航空機災害に対し、適切な消化救難活動を実施することにより、その拡大の防止、被害の軽減及び空港機能の早期回復を図るため、万全の体制を整備するものとする。

### 3 空港内幹線道路に対する災害対策

災害により車両等の通行に危険が生じた場合、応急対策及び復旧措置を講じるため、必要な体制を確立しておくものとする。

#### 4 防災に関する組織

災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ、社内に合同危機対策本部を設置するものとし、その災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織は、予め構成しておくものとする。

#### 5 通信設備の整備

関係官公署等との連絡を緊密に行い、警報の伝達、情報の収集等に必要な通信連絡設備、警報装置を整備しておくものとする。

### 第3章 災害予防

#### 1 防災上必要な教育

防災関係業務に従事する従業員に対しては、平常業務を通じて災害予防及び災害への対処に必要な技術に関する教育を行い、知識の普及徹底を図るとともに、災害への対処に必要な技術を適切に発揮し得るようその体制を整備し、防災対策の計画的推進を図るものとする。

#### 2 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する従業員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害応急対策及び復旧活動を遂行し得るよう所要の訓練を行うものとし、関係機関等との総合訓練に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の修得に努めさせるものとする。

#### 3 防災体制整備

##### (1) 防災体制

災害が発生し、または発生するおそれのある場合に対して、予め災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防止するため必要な計画を整備し、災害が発生した場合は、すみやかに所定の体制をとるものとする。

##### (2) 組織

予報及び警報を関係各部に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、予め所要の定めをしておくものとする。

##### (3) 資機材の確保

災害時においては、ただちに必要とする人力、資機材等の入手方法及び輸送の計画を立て、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資機材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

## 第4章 応急対策

### 1 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現場の状況を報告する方法、報告事項等の基準等を定めておくものとし、関係機関等と密接な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

### 2 広報

災害が発生した場合において、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策実施の理解を求めため報道機関等にこれを発表し得るよう、その体制を定めておくものとする。

### 3 空港利用者等の避難

災害時における航空旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等（以下「空港利用者等」という。）の避難に関しては、その指示、情報伝達、誘導及び収容の方法並びに避難場所について予め定めておくものとする。

### 4 消防及び救助に関する措置

航空機事故、火災その他の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、消火救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

### 5 応急対策用資機材の現況把握及び運用

社内のみならず、関係機関等における応急対策用資機材の配置状況、その種別、数量等を把握し、災害時は緊急使用し得るようその方法及び運用について定めておくものとする。

### 6 災害時における資機材の需給

応急対策用資機材の供給については、緊急調達制度及び緊急配給体制を確立するとともに、災害予備用貯蔵品の適切な保有及び配置により、災害発生時における同資機材の迅速な供給の確保を図るものとする。

### 7 通信連絡の方法

災害時においては、必要に応じて、防災無線の利用、災害時優先電話や臨時回線の構成、移動用基地局の配備要請等、通信回線の運用措置を図るものとする。

## 8 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用発電機の利用及び発電機の運転に必要な燃料の確保・調達方策を定めておくものとする。

## 9 空港内の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、空港内における犯罪の予防及び秩序を維持するため、空港利用者等の適切な整理、誘導等の災害警備活動について実施要領を定めることにより、空港利用者等の安全の確保を期するものとする。

## 10 災害時における空港の使用

災害時における緊急連絡、人命救出、物資投下等に航空機が空港を使用するための手続き、方法等を定めておくものとする。

# 第5章 災害復旧

## 1 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う空港の機能を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係機関等が行う復旧作業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

## 2 災害復旧

災害の復旧については、応急工事等の終了後可及的すみやかに復旧計画を立て、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。